

広島県告示第六百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十五年九月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年八月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道一八六号	山県郡安芸太田町大字下殿河内字水列八一三番二地 先から 山県郡安芸太田町大字下殿河内字水列七五七番一 地 先まで	平成二十五年八月二十九日